

運航回数及び発着時刻表

《第二せきぜん》 フェリー便

往 路	1	2	3	4
岡 村 港	6:50	9:35	13:30	16:15
小大下港	7:02	9:47	—	16:27
大 下 港	7:15	10:00	—	16:40
今 治 港	8:10	10:55	14:30	17:35
復 路	1	2	3	4
今 治 港	8:25	12:00	14:45	17:50
大 下 港	—	12:55	15:40	18:45
小大下港	—	13:07	15:53	18:57
岡 村 港	9:25	13:20	16:05	19:10
備 考				

《とびしま》旅客船

往 路	1	2	3	4
岡 村 港	6:20	8:30	12:30	17:35
小大下港	6:27	8:37	12:37	17:42
大 下 港	6:34	8:44	12:44	17:49
宗 方 港	6:44	8:54	12:54	17:59
今 治 港	7:18	9:28	13:28	18:33
復 路	1	2	3	4
今 治 港	7:20	9:30	15:30	19:00
宗 方 港	7:54	10:04	16:04	19:34
大 下 港	8:04	10:14	16:14	19:44
小大下港	8:11	10:21	16:21	19:51
岡 村 港	8:18	10:28	16:28	19:58

◎ 上記の運航時間は荒天等により欠航した場合、出航時刻を変更して運航することがあります。

航 路 整 備 計 画 書

8 年 月 日

航路名 岡村～今治

事業者名 今 治 市

経営主体の整備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		平成24年10月1日に航路再編を実施。 現在のところ予定なし。		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		宗方港～今治港間サービス基準（6往復）については、平成24年7月1日締結済み運輸協定により充足しており、今後も運輸協定に基づき、下記の運航回数を確保する。 ・今治市 旅客船 4往復 ・大三島ブルーライン(株) フェリー 2往復		
運航の基本条件的整備	年 度		R9年度	R10年度	R11年度
	航路	起 点	岡村港	岡村港	岡村港
		主 要 な 寄 港 地	小大下港・大下港・宗方港	小大下港・大下港・宗方港	小大下港・大下港・宗方港
		終 点	今治港	今治港	今治港
	使用船舶	隻 数	2	2	2
		総 ト ン 数	198	198	198
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法			
	運 航 回 数 の 最 小 限		1日 8回	1日 8回	1日 8回
	1Km当りの旅客運賃の最高限		68円18銭	68円18銭	68円18銭

(注) 離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

事業者名 今治市
航 路 名 岡村～今治

離島航路 3 力年計画
(令和 9 年度～令和11年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

近年の過疎化等による輸送人員の減少、燃料価格の高騰等により厳しい経営状況にある中、離島航路事業者として、関前諸島に暮らす離島住民の生活の安定及び向上に資するため、平成 2 4 年 3 月策定の航路改善計画に基づき、平成 2 4 年 1 0 月に航路再編を実施したところである。

引き続き、関前地域住民にとって、重要な生活航路である当航路を将来に渡り安定的に維持するため、経営改善方策並びに今後の航路運営手法について検討すると共に、地域資源を活用した新たな需要の喚起により、観光客をはじめ地域外需要を取り込み、当地域の活性化を図ることで、より効率的で持続性のある航路運営への転換を図っていくものとする。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項
(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
航路の再編	令和 8 年度に航路改善計画を策定（または改定）し、老朽化したフェリー（第二せきぜん）の更新を視野に、将来にわたり持続可能な航路の維持・確保に資する「航路改善計画」を策定予定
経営主体	現行のとおり
使用船舶	フェリー……現行のとおり 旅客船……現行のとおり
運航便数	現行のとおり ・ フェリー 変更なし 岡村港-今治港 4 便 ・ 旅客船 変更なし 岡村港-今治港 4 便
ダイヤ	平成 2 9 年 2 月 1 日、別紙ダイヤに変更。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大・確保	瀬戸内しまなみ海道は、平成28年度に日本遺産に認定された日本最大の海賊「村上海賊」の本拠地である芸予諸島を通り、加えて世界でも指折りのサイクリングコースとして国内外からも注目されており、近年認知度が高まっている。関前地域は安芸灘とびしま海道の玄関口であり、瀬戸内しまなみ海道と安芸灘とびしま海道を結ぶ航路としてアピールするとともに、定期航路においてサイクルーズPASSによりサイクリスト等を誘致することで、当地域の活性化並びに観光客誘致等の取り組みを図る。 ・ 旅客運賃及び自動車航送運賃 消費税引き上げを除き、当面の間据え置く方針。 他に公共交通機関のない当地域において生活航路としての役割が大きい。 ・ 特殊手荷物(自転車、原付、自動2輪)運賃 2割程度値上げの予定。 航路再編に伴い、同一の運航区間を有する大三島ブルーライン航路との運賃格差について段階的に解消を図る。 ・ サイクルーズPASS及びせとうちcamperクルーズ割引の実施 サイクリング利用割引に加え、平成29年4月より新たにキャンピングカー割引を実施し、旅客船の利用促進に繋げることにより、島嶼部を含む瀬戸内海の地域振興並びに旅客船事業の持続的な発展を図ろうとするものであり、引き続き参加する。
運賃改定	

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
経費の節減	船舶機関整備計画に基づき、計画的な部品交換等整備を行うことにより、燃費悪化の防止並びに船舶の長寿命化を図るとともに、機関の故障による事故等を事前に防ぎ、燃料潤滑油費、修繕費等を抑制する。

5. 関係機関等との連携に関する事項
(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
港湾施設等の整備	大型連休、お盆、年末年始等の繁忙期における待車場の混雑解消のため、待車場の整備拡充について関係機関等との協議を進める。 また、平成28年7月末の今治港「みなと交流センター」新設に伴い、利用桟橋を変更したことにより利用者の利便性を高めるとともに、市街地への効率的な動線確保につなげ、地域の活性化を図る。
離島活性化方策との連携	航路再編による岡村港-宗方港航路の新設に伴い、しまなみジャパン(旧：瀬戸内しまなみ海道振興協議会)並びに安芸灘とびしま海道連携推進協議会と連携を密にし、観光客等への情報発信力を高め、新たな需要を喚起する。また、住民による特産品の開発、喫茶店開店等の活動及びホームページを活用した地元PRとも連携し、当地域への観光客の誘致を図る。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
航路の再編・運航 便数・ダイヤ	当面の間、現行の便数を確保する方針であるが、運航実績及び本四高速の料金体系、利用状況等本航路に及ぼす影響に鑑み、利用実態及び事業環境の変化に応じ、減便や航路再編を検討する。
使用船舶の代替	令和8年度に策定（または改定）予定の航路改善計画に基づき、就航から20年以上経過し老朽化したフェリー（第二せきぜん）の代替建造を実施する予定
経営主体	航路再編及びフェリーの代替船舶建造後に見込まれる当航路及び当該航路に平行又は近接するブルーライン航路も含めた将来の需要予測や経営予測等を踏まえ、大三島ブルーライン航路との1社経営統合など、関係者との協議を検討する。
運賃改定	旅客運賃及び自動車航送運賃については、当面の間据え置く方針であるが、近隣の離島航路の運賃と比べ安価な設定となっているため、今後、消費税引き上げ時期に合わせ、運賃の値上げ等運賃水準の適正化について検討する。
航路の存続	安芸灘架橋の開通により、岡村島から本州側へ陸路でのアクセスが可能となったが、本州側への生活交通バス路線等の陸上公共交通はなく、依然、生活圏は四国本土側である。 通勤、通学者及び高齢者をはじめ関前地域住民にとって重要な生活航路である当航路を将来に渡り安定的に維持するため、愛媛県地域交通活性化推進会議の中で関係各位のご意見を仰ぎながら航路を運営していくものとする。

３．使用船舶（予備船を含む。）の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員（等級別に記載すること。）	主機の種類	連続最大出力	航海速力
おおしま 7	旅客船兼自動車航送船	鋼船	H23年 8月	新居浜市	188 トン		112㎡	146名	ディーゼル	850 PS	8.5 ノット
くろしま	旅客船兼自動車航送船	鋼船	H14年 10月	新居浜市	19 トン		69.3㎡	169名	ディーゼル	685 PS	8.0 ノット

（注）予備船の船名は、かっこ書きすること。

４．運航回数及び発着時刻表

（１）使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数
おおしま 7	大島～黒島	2.5 km	R8.10.1～ R9.9.30	2,920.5回 77回（危険物）
くろしま	大島～黒島	2.5 km	R8.10.1～ R9.9.30	1,825回
計				4,822.5回

（注）１．予備船の船名は、かっこ書きとすること。

２．運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。

３．航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発着時刻表

① 通常運航時刻表

便	大島発	黒島着	黒島発	大島着
1	06:20	06:35	06:45	07:00
2	07:10	07:25	07:40	07:55
3	08:15	08:30	08:40	08:55
4	09:15	09:30	09:40	09:55
5	10:15	10:30	10:40	10:55
6	11:15	11:30	11:40	11:55
危	12:05	12:20	12:30	12:45
7	13:05	13:20	13:30	13:45
8	14:05	14:20	14:30	14:45
9	15:15	15:30	15:40	15:55
10	16:15	16:30	16:40	16:55
11	17:15	17:30	17:40	17:55
12	19:15	19:30	19:40	19:55
13	21:00	21:15	21:25	21:40

※危険物専用便は、①毎週木曜日。ただし、祝祭日にあたる場合は、その翌日。②毎月7日及び21日。ただし、木曜日若しくは祝祭日にあたる場合は、その翌日。また、土曜日若しくは日曜日にあたる場合は、その次の月曜日。

※緊急車両の搬送は、定期運航時間外については臨時貸切運航にて対応。

② 市指定無形民俗文化財「とうどおくり」（成人の日）実施日の運航時刻表

便	大島発	黒島着	黒島発	大島着
0			05:30	05:45
1	06:20	06:35	06:45	07:00
2	07:10	07:25	07:40	07:55
3	08:15	08:30	08:40	08:55
4	09:15	09:30	09:40	09:55
5	10:15	10:30	10:40	10:55
6	11:15	11:30	11:40	11:55
7	13:05	13:20	13:30	13:45
8	14:05	14:20	14:30	14:45
9	15:15	15:30	15:40	15:55
10	16:15	16:30	16:40	16:55
11	17:15	17:30	17:40	17:55
12	19:15	19:30	19:40	19:55
13	21:00	21:15	21:25	21:40

航 路 整 備 計 画 書

令和 8 年 月 日

航 路 名 大島～黒島

事業者名 新居浜市

経営主体の整備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
運航の基本的条件の整備	年 度		R 9 年 度	R 1 0 年 度	R 1 1 年 度
	航路	起 点	大 島	大 島	大 島
		主 要 な 寄 港 地	—	—	—
		終 点	黒 島	黒 島	黒 島
	使用船舶	隻 数	2	2	2
		総 ト ン 数	2 0 7 トン	2 0 7 トン	2 0 7 トン
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法	—	—	—
	運 航 回 数 の 最 小 限		1 日 1 3 回	1 日 1 3 回	1 日 1 3 回
	1Km当りの旅客運賃の最高限		2 4 円	2 4 円	2 4 円

(注) 離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

事業者名 新居浜市
航 路 名 大島～黒島

離島航路 3 力年計画 (令和 9 年度～令和 1 1 年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

本市唯一の離島である大島住民の生活の足としての利便性の確保を図りながら、収入の確保、経費の節減等を行うことにより、効果効率的な経営を行う。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
航路の再編、経営主体のあり方	現状のとおり。
使用船舶の代替	「くろしま」の代替船を新船建造することについて、令和 1 0 年 4 月着工、令和 1 1 年 4 月就航を目指して、令和 8 年 4 月に新居浜市航路改善協議会の第 1 回会議を開催した。
運航便数・ダイヤの変更	令和 5 年 1 0 月に 1 日 1 5 便から 1 3 便に変更した。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大・確保	大島島民の人口は減少傾向にあるが、新規需要開拓により大島を訪れる方の増加を目指す等、利用客を拡大・確保する方策を検討しており、まずはホームページを通じ農産品や景観など、島の魅力を発信することで利用客の増加を図っていく。 また、地域おこし協力隊と連携し、地域ブランド七福芋（白いも）の PR を支援するなど、島外者の誘客に繋げる。
運賃改定	3 か年中において、変更に向けた調査・検討を行う。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
経費の節減	効率的な人員配置、大・小 2 隻の船舶の併用等による燃料等の経費節減及び計画的な船舶整備による船舶の長寿延命化と修繕費等の節減を図り、船員の時間外勤務手当の削減に努める。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
港湾施設等の整備	港湾管理者と協議しながら、必要に応じて整備を検討する。
離島活性化方策との連携等	新居大島地域振興計画において、現行の便数、運航時刻等の航路体制の見直しを図ることとしている。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
「くろしま」延命計画による修繕及び新造船の検討	「くろしま」建造から２０年以上経過しており、今後延命をさせるために大規模な修繕・整備を計画的に取り組む。また、新造船建造に向けた検討を行う。
架橋についての調査検討	将来の離島航路のあり方を考慮しながら、長期的視点で架橋について調査検討を行う。

運 航 計 画 書

令和8年 月 日

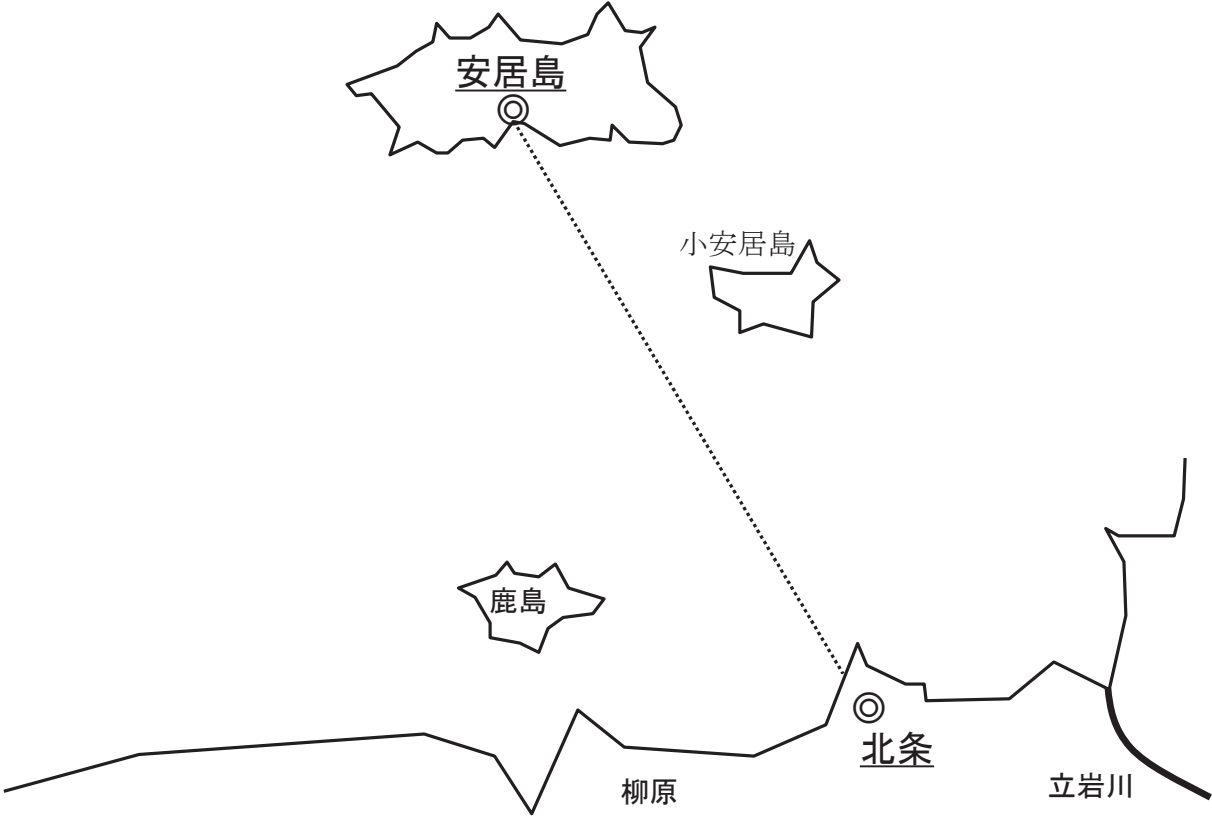
航 路 名 安居島 ～ 北条 事 業 者 名 有限会社 新喜峰

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地							終 点	合 計
港 名	アイジマ 安居島								ハウジョウ 北条	13.5km
各港間距離 (km)										13.5km
所要時間										35分

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図



(注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点到寄港する他の航路（他社の航路を含む。）があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点到連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需用状況を附記すること。

3. 使用旅客船（予備船を含む。）の明細

船 名	船舶の種 類	船 質	進水年月	船 舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員(等級別に記載すること。)	主機の種 類	連続最大出力	航海速力
あいほく2	貨客船	軽合金	令和元年 9月	(有)新喜峰	19 t			35人	ディーゼル	257	12.0

(注) 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船 名	運 航 系 統	航 路 距 離	運 航 期 間	運 航 回 数
あいほく2	安居島 → 北条 ←	13.5km	R8.10～R9.9	442
計				442

(注) 1. 予備船の船名は、かっこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各航路系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発 着 時 刻 表

別紙のとおり

安居島行き時刻表

安居島港⇄北条港 所要時間 35分

運 行 期 間		安 居 島 港 発	北 条 港 発
8/21～7/31	月・火・木・金・土・日	8:00	16:00
	水	8:00 15:00	11:00 16:00
	毎月第一土曜日	8:00 15:00	13:00 16:00
(夏季期間) 8/1～8/20	月・火・木・金・土・日	8:00 15:00	10:00 16:00
	水	8:00 15:00	13:00 16:00

- * 1/1～1/3は次のとおりとします。
1月1日は安居島発8:00の便のみ運航。
1月2日は全便運休
1月3日は北条発16:00のみ運行。
- * 上記記載以外にも貸切運航有り

航 路 整 備 計 画 書

令和 8 年 月 日

航 路 名 安居島～北条 事業者名 有限会社 新喜峰

経 営 主 体 の 整 備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
運 航 の 基 本 的 条 件 の 整 備	年 度		R 9年度	R 10年度	R 11年度
	航 路	起 点	安 居 島	安 居 島	安 居 島
		主 要 な 寄 港 地			
		終 点	北 条	北 条	北 条
	使 用 船 舶	隻 数	1	1	1
		総 ト ン 数	19 t	19 t	19 t
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法			
	運 航 回 数 の 最 小 限		1往復	1往復	1往復
	1Km当りの旅客運賃の最高限		62.22	62.22	62.22

（注）離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

事業者名 有限会社 新喜峰
航路名 安居島 ～ 北条

離島航路3カ年計画
(令和9年度～ 令和11年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

運航費用の節減

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
運航便数	需要動向にあわせた運航便数の変更を検討する。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大・確保	定期便外の空き時間を利用した貸切運航増に努める。 釣り客等には船員が釣果情報を提供し、接客サービスの向上に努め、 リピーター客の増加を図る。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃料潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
燃料費 船舶修繕費 } の縮減	(燃料費) ・運行速度の調節、係船待機中の機関停止等で無駄な燃料消費を抑える。 (船舶修繕費) ・点検修理は、可能な限り船員で対応する。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
離島活性化方策	市の施策(里島ツーリズム)に協力することで、島の活性化や利用客の増加に努める。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
島の人口減少及び 高齢化への対策	Iターン者・Uターン者の取り込みや島外の利用客の増加について 関係機関と連携して検討していく。

運 航 計 画 書

令和 年 月 日

航路名 三津浜～中島

事業者名 中島汽船株式会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地	終 点	計
--	-----	-------	-----	---

大浦～三津浜 区間

港 名	おおaura 大 浦	のぐつな 野忽那	むづき 睦 月	たかりはま 高 浜		みつはま 三津浜		
				かんこうこう 観光港				
各港間距離	5.5	5.0	10.3	2.9		23.7 km		
			8.9	5.0		24.4 km		
航海時間	21	17	32	12		82 分		
			25	20		83 分		

※上段は高浜寄港の場合、下段は観光港寄港の場合

大浦～高浜 区間

港 名	おおaura 大 浦	のぐつな 野忽那	むづき 睦 月	たかはま 高 浜	
各港間距離	5.5	5.0	10.3	20.8 km	
航海時間	13	10	17	40 分	

西中～三津浜 区間

港 名	にしなか 西 中	かみぬわ 上怒和	もとぬわ 元怒和	つわじ 津和地	ふたがみ 二 神	こうのうら 神 浦	つるしま 釣 島	たかはま 高 浜	みつはま 三津浜	
各港間距離	4.7	6.8	2.5	6.0	8.7	7.3	8.3	2.9		47.2 km
							8.6		44.6 km	
航海時間	18	23	12	21	29	23	20	12		158 分
							23		149 分	

※下段は高浜を抜港する場合

神浦～高浜 区間

港 名	こうのうら 神 浦	ふたがみ 二 神	つわじ 津和地	もとぬわ 元怒和	かみぬわ 上怒和	こうのうら 神 浦	たかはま 高 浜	
各港間距離	8.7	6.0	2.5	6.8	9.0	15.0		48.0 km
航海時間	15	13	7	13	17	25		90 分

2. 航 路 図
別紙のとおり

- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点に寄港する他の航路(他社の航路を含む)があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他社の交通手段があればそれを図示し、その距離及び需要状況を附記する。

3. 使用船舶(予備船を含む。)の明細

船名	船舶の種類	船質	進年 水月	船所 有者	総トン数	貨物積載 容積	自動車航送 に係る自動 車積載面積 (㎡)	旅客定員 (等級別 に記載す ること。)	主機の種 類	連続最 大出力 (HP)	航海 速力 (KT)
ななしま	旅客船兼 自動車航送船	鋼	H29.12	中島汽船(株)	765.00		464.7	494	ディーゼル	3,360	14.6
じんわ	〃	〃	H18.5	〃	462.00		229.28	310	〃	2,600	14.0
(なかじま)	〃	〃	H 6.6	〃	676.00		412.6	488	〃	2,400	13.5
すいせい	高速旅客船	軽合金	H8.10	〃	43.00			107	〃	1,650	26.0
いそかぜ	〃	〃	H21.8	〃	19.00			80	〃	1,150	22.0
(あさかぜ)	〃	〃	H7.5	〃	48.00			90	〃	1,650	26.0

(注) 予備船の船名は、かつこ書きとすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数
ななしま	大 浦～三津浜 (高浜寄港)	23.7	年 間	1,420
	大 浦～三津浜 (観光港寄港)	24.4		355
じんわ	西 中～三津浜 (高浜寄港)	47.2	〃	355
	西 中～三津浜 (高浜抜港)	44.6		355
(なかじま)	大 浦～三津浜 (高浜寄港)	23.7	〃	53
	大 浦～三津浜 (観光港寄港)	24.4		10
	西 中～三津浜 (高浜寄港)	47.2		10
	西 中～三津浜 (高浜抜港)	44.6		10
すいせい	大 浦～高 浜	20.8	〃	1,750
いそかぜ	神 浦～高 浜	48.0	〃	350
	高浜～神浦～高浜(周遊)	63.0		1,050
(あさかぜ)	大 浦～高 浜	20.8	〃	75
	神 浦～高 浜	48.0		15
	高浜～神浦～高浜(周遊)	63.0		45
合 計				5,853

(注) 1. 予備船の船名は、かつこ書きとすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点等を記載すること。

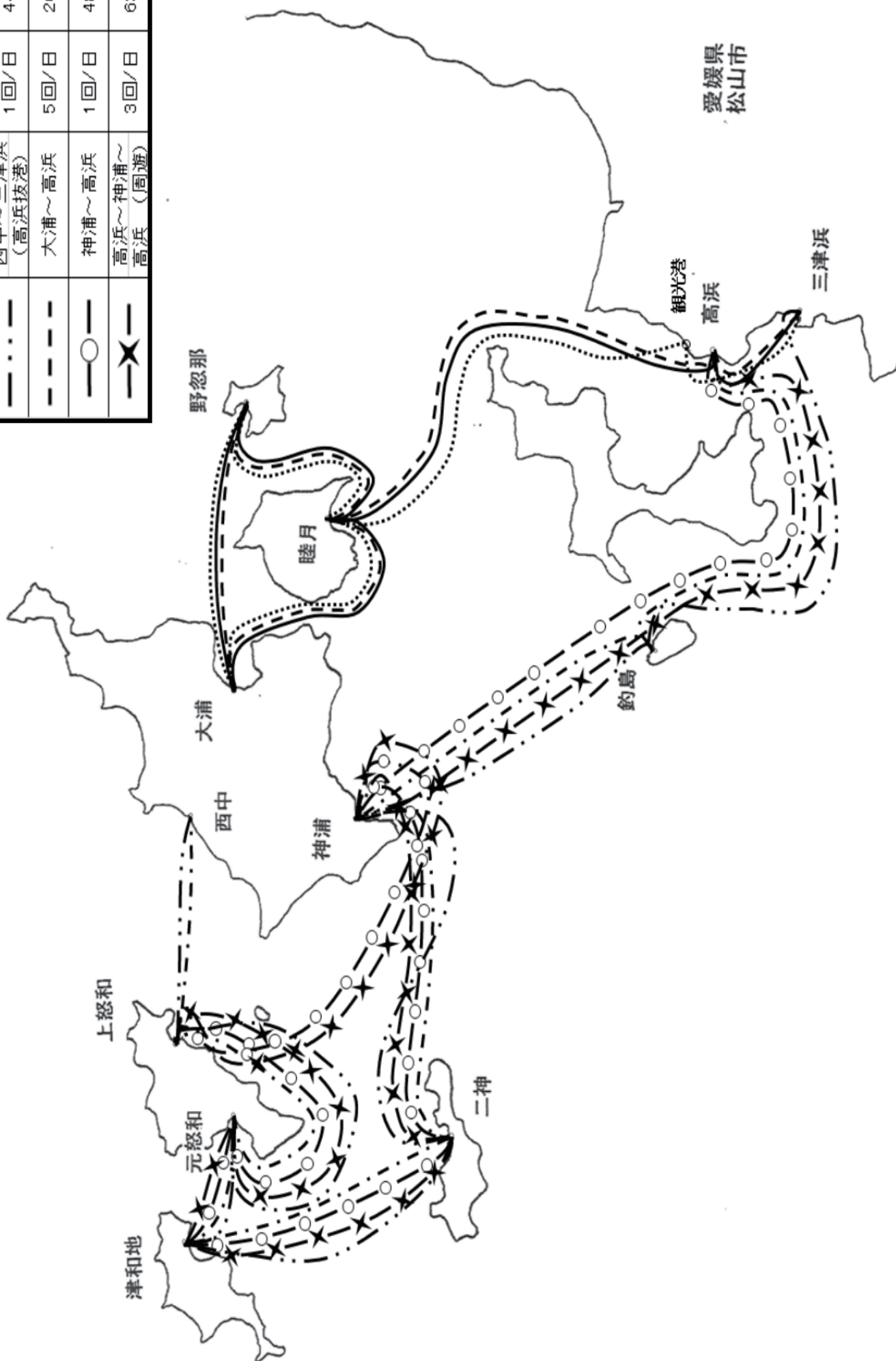
3. 航路距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発 着 時 刻 表

別 紙 の と お り

航路名 (航路番号)	キロ程	運航回数	使用船舶数
三津浜～中島 (四国第173)	139.7km	1日16回	6隻

表示	区間	運航回数	航路距離
—	大浦～三津浜 (高浜寄港)	4回/日	23.7km
.....	大浦～三津浜 (觀光港寄港)	1回/日	24.4km
- . - . -	西中～三津浜 (高浜寄港)	1回/日	47.2km
- . . -	西中～三津浜 (高浜抜港)	1回/日	44.6km
- - - -	大浦～高浜	5回/日	20.8km
—○—	神浦～高浜	1回/日	48.0km
—✕—	高浜～神浦～ 高浜(周遊)	3回/日	63.0km



中島汽船運航時刻表

令和8年10月1日改正予定

東線 上り フェリー

	大浦	野忽那	睦月	高浜	三津浜		三津浜	高浜	観光港	睦月	野忽那	大浦
1便	5:40	→	5:59	→	6:40	1便	6:55	7:10	—	7:40	7:57	8:15
2便	8:35	8:56	9:13	9:45	9:57	2便	10:10	—	10:30	10:55	11:12	11:30
3便	11:40	→	→	12:21	12:34	3便	13:00	13:15	—	→	→	13:55
4便	14:10	14:31	14:48	15:20	15:32	4便	15:50	16:05	—	16:35	16:52	17:10
5便	17:30	17:51	18:08	18:40	18:55	5便	19:10	—	19:30	19:55	→	20:14

東線 下り フェリー

東線 上り 高速船

	大浦	野忽那	睦月	高浜
1便	6:35	6:48	6:58	7:15
2便	7:55	→	→	8:20
3便	12:25	12:37	12:47	13:04
4便	17:05	→	→	17:30
5便	18:45	→	18:57	19:14

東線 下り 高速船

	高浜	睦月	野忽那	大浦
1便	7:23	→	→	7:48
2便	8:30	8:48	→	9:00
3便	13:50	14:08	14:18	14:30
4便	17:40	17:58	18:08	18:20
5便	19:25	→	19:44	19:56

※4便を15分繰り下げ

西線 上り フェリー

	西中	上怒和	元怒和	津和地	二神	神浦	釣島	高浜	三津浜
1便	6:06	6:23	6:45	6:56	7:16	7:45	8:08	8:38	8:50
2便	13:59	14:16	14:38	14:49	15:09	15:39	16:02	—	16:25

西線 下り フェリー

	三津浜	高浜	釣島	神浦	二神	津和地	元怒和	上怒和	西中
1便	9:10	—	9:35	10:02	10:28	10:48	10:59	11:21	11:37
2便	16:40	16:55	17:20	17:47	18:13	18:33	18:44	19:06	19:22

西線 高速船

	高浜	神浦	上怒和	元怒和	津和地	二神	津和地	元怒和	上怒和	神浦	高浜
1便	—	6:00	→	→	→	6:15	6:28	6:35	6:48	7:05	7:30
2便	7:40	8:06	8:23	8:36	8:43	8:56	→	→	→	9:11	9:36
3便	11:40	12:06	→	→	→	12:21	12:34	12:41	12:54	13:11	13:36
4便	15:15	15:42	15:59	16:12	16:19	16:32	→	→	→	16:47	17:13
5便	18:25	18:51	19:08	19:21	19:28	19:41	→	→	→	19:55	—

航 路 整 備 計 画 書

令和 年 月 日

航 路 名 三津浜～中 島

事 業 者 名 中島汽船株式会社

経営主体の整備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業との合併又は当該旅客定期航路事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		旧中島町より中島汽船株式会社へ事業譲渡される。 実施時期 平成16年10月1日 方 法 海上運送法 第18条による		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法(昭和24年法律第187号)第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該 当 な し		
運航の基本的条件の整備	年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	航路	起 点	三 津 浜	三 津 浜	三 津 浜
		主要な寄港地	大 浦	大 浦	大 浦
		終 点	西 中	西 中	西 中
	使用船舶	隻 数	6	6	6
		総 ト ン 数	2013.00	2013.00	2013.00
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法	無	無	無
	運航回数の最小限		1日 14回	1日 14回	1日 14回
	1km当りの旅客運賃の最高限		100	100	100

(注) 離島航路運営補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

事業者名 中島汽船株式会社
航路名 三津浜～中島航路

離島航路3カ年計画 (令和9年度～令和11年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

現在当社が運航している三津浜～中島航路は、旧中島町の6つの有人島と県都松山市を結ぶ唯一の生活航路であります。

当航路は、昭和33年から中島6島で生活している住民6,200名余りの通勤、通学、通院、また生活物資や郵便物の輸送を中島町営汽船により運航されておりました。

平成16年10月1日、船舶及びバス事業を旧中島町から当社へ譲渡譲受され、同日より当社が運航を行っております。

現在においては、過疎化・少子高齢化の影響により住民も2,800名余りに激減し、更には景気低迷による輸送需要の低下、燃料費の高騰等により離島航路の経営に関しては非常に厳しい状況下にあります。

このような中、収支改善は急務ではありますが、地域経済の低迷等もあり運賃等の値上げは困難であり、県・市行政の施策と連携した島の活性化に期待せざるを得ません。そのため、より一層費用の削減による経営改善の推進に努めて参ります。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
使用船舶の代替	船員不足の対応として「旧いそかぜ(48t)」を廃船し、機関長の乗船が不要である「新しいそかぜ(中古船・19t)」を購入。 船員の人数が揃い次第就航予定。
運航便数・ダイヤの変更	輸送人員の需要に応じて検討する。 新しいそかぜ就航後は新しいそかぜを西線、既存高速船を東線に固定するために、東線のダイヤを一部変更する予定。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大	修学旅行等の誘致を含め、貸切船収入の増収に努める。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
その他の経費	各種経費の節減に努める。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
離島活性化策	松山市の施策「里島ツーリズム」と連携して利用客の増加に努める。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
港の整備	島内各港におけるフェリー用固定岸壁に代わるものとして、浮桟橋の整備を要望します。これにより、潮位に関係なく車両の乗降が可能になります。また、西航路の各港を整備することにより、航路に関係なく同一船の運航が可能になります。

運 航 計 画 書

令和 年 月 日

航 路 名 青 島 ～ 長 浜 航 路

事 業 者 名 青 島 海 運 有 限 会 社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地								終 点	合 計
港 名	ナガハマ 長 浜									アオシマ 青 島	
各港間距離 (k m)											13.5km
所要時間											35分

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図



- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点に寄港する他の航路（他社の航路を含む。）があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需用状況を附記すること。

3. 使用船舶（予備船を含む。）の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容積	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員(等級別に記載すること。)	主機の種類	連続最大出力	航海速力
あおしま	旅客船	F R P	平25年10月	青島海運(有)	19.0 t	清水 6m ³	-	等級なし 34名	ディーゼル	302kw ×2	15.5 kt

(注) 予備船の船名は、かっこ書きとする。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数
あおしま	起点 長浜 終点 青島 ～	13.5km	10月～9月	通年 2航海/日 730 回
計				730 回

(注) 1. 予備船の船名は、かっこ書きすること。

2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折返し地点等を記載すること。

3. 航路距離の欄には、各航路系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発着時刻表

平成26年4月1日改訂

便	時期	長浜港発	青島港着	青島港発	長浜港着
1便	10月～9月（毎日）	8 : 00	8 : 35	8 : 45	9 : 20
2便	10月～9月（毎日）	14 : 30	15 : 05	16 : 15	16 : 50

航 路 整 備 計 画 書

令和 年 月 日

航 路 名 青 島 ～ 長 浜 航 路 事 業 者 名 青 島 海 運 有 限 会 社

経営主体の整備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
運航の基本的条件の整備	年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	航路	起 点	長 浜 港	長 浜 港	長 浜 港
		主 要 な 寄 港 地	—	—	—
		終 点	青 島 港	青 島 港	青 島 港
	使用船舶	隻 数	1	1	1
		総 ト ン 数	19.0	19.0	19.0
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法			
	運 航 回 数 の 最 小 限		12ヶ月 回 毎日 2 航 海	12ヶ月 回 毎日 2 航 海	12ヶ月 回 毎日 2 航 海
	1km当たりの旅客運賃最高限		51.85 円	51.85 円	51.85 円

(注) 離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の3年分を記載すること。

離島航路3カ年計画 (令和9年度 ～ 令和11年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

青島地区の豊かな自然や、歴史的建造物等を紹介したり、釣り場としての資源を活かし、猫以外の方法においても利用客の増大を図る。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
経営主体のあり方、 運航便数・ダイヤの 変更等	○運休日の設定を検討しており調整中

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大	○青島盆踊り保存会やその他のチャーター便への対応等 ○船内において、大洲市観光協会発行の観光マップの配付(4ヶ国語) ○大洲市ホームページ内に時刻表、運賃表等を掲載し、利便性の向上を図る

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃料潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
燃料費	○A重油から軽油になったため、町内すべてのガソリンスタンドで購入可能になった。町内の販売価格を調査し、購入価格の検討を行い、経費の削減を目指す(実施済)

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
離島の活性化	○(市)青島待合所に島内のパネルを設置し、観光客の交流の場としての提供を行う。(継続) ○(市)島内の荒廃地を整備し、青島の特産品の開発を行う。(継続) ○(市)島内の空き家を改修し、観光客等の休憩所兼案内所を確保するよう検討する。(継続)

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
島民の生活	○観光客が多く来島されているため、島民のストレスも大きくなっている。今後は島民の生活とのバランスを考えながら、市と協力して、離島の活性化を図る。(継続)

運 航 計 画 書

令和 8 年 月 日

航路名 大 島 ～ 八 幡 浜

事業者名 田中輸送有限会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起点	寄 港 地								終点	合計
港名	オオシマ 大島									ヤフタハマ 八幡浜	
各港間距離 (k m)											11.7 k m
所要時間											25分

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図



- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点到寄港する他の航路(他社の航路を含む。)があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需要状況を附記すること。

3. 使用船舶(予備船を含む。)の明細

船 名	船舶の 種 類	船質	進水 月 日	船舶 所有者	総トン数	貨物積 載容量	旅客定員 (等級別に記載 すること。)	主機の 種類	連続最 大出力	航海 速力
たいゆう 8	貨客船	軽合金	R04.03	共有船	5 6 トン	3 トン	2 等 7 8 名	ディーゼル	1,220 k w	20ノット
(ニュー-た いゆう)	旅客船	軽合金	H03.06	自社	1 5 トン	—	2 等 4 3 名	ディーゼル	341 k w	18.5ノット

(注) 予備船の船名はかっこ書きすること。

4. 運航回数及び発着時刻表

(1) 使用船舶別の運航回数

船 名	運航系統	航路距離	運航期間	運航回数	船別運航回数
たいゆう 8	大島～八幡浜	1 1 . 7 k m	通年	3 便/日	947
(ニュー-たいゆう)			主船のドック時等	—	118
				計	1,065

- (注) 1. 予備船の船名はかっこ書きすること。
2. 運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折り返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折り返し地点を記載すること。
3. 航路距離の欄には各運航系統ごとの距離を記載すること。

(2) 発着時刻表

上り便 (大島→八幡浜)		便	下り便 (八幡浜→大島)	
大島発	八幡浜着		八幡浜発	大島着
0 7 : 3 0	0 7 : 5 5	①	0 6 : 5 0	0 7 : 1 5
1 4 : 0 0	1 4 : 2 5	②	1 1 : 3 0	1 1 : 5 5
1 6 : 4 0	1 7 : 0 5	③	1 6 : 0 0	1 6 : 2 5

※ 第2日曜日及び第4日曜日は①便②便のみ運航

1月1日・2日は全便運休

上記以外にも需要に応じ貸切運航する (ただし、定期運航に支障のない時間帯)

航 路 整 備 計 画 書

令和 8 年 月 日

航路名 大島～八幡浜

事業者名 田中輸送有限会社

経営主体の整備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は、当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		該 当 な し		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和 24 年法律第 187 号）第 28 条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該 当 な し		
運航の基本的条件の整備	年	度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	航路	起 点	大 島	大 島	大 島
		主な寄港地			
		終 点	八 幡 浜	八 幡 浜	八 幡 浜
	使用船舶	隻 数	2 隻	2 隻	2 隻
		総トン数	71 トン	71 トン	71 トン
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達法			
	運航回数の最小限		3 回／日	3 回／日	3 回／日
	1 km 当たりの旅客運賃の最高限		60円68銭	60円68銭	60円68銭

(注) 離島航路運営費補助を受けようとする年度以降の 3 年分を記載すること。

事業者名 田中輸送有限会社
航路名 大島～八幡浜

離島航路3カ年計画
(令和9年度～令和11年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

当航路の結ぶ「大島」は、高齢化と人口減少の進行により輸送需要の減少が不可避であります。加えて利用者の多くが島民であることから、今後の収入は大幅な減少が見込まれます。

費用面においては、運航に係る固定費の割合が高く、抜本的な経費削減は難しい状況であり、このため、収支の維持に向けて、島外からの誘客などにより一定の収入確保を図っていくことが重要と考えております。

しかし、独自の取り組みで経営を好転させることは困難であることから、行政施策との連携や大島交流館との協働を通じて、受け入れ体制の充実や利用促進にむけた取り組みを進める。

2. 航路計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の増減・代替、運航便数、ダイヤの変更等)

項 目	内 容
航路の運営	「海の道」として安全最優先の運航を行う。
使用船舶の増減	予備船「ニューたいゆう」との2隻体制で運航する。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改訂等)

項 目	内 容
輸送需要の維持・拡大	基本方針と並行しながら、ホームページやSNS等を活用し航路の魅力を発信し輸送量の維持・拡大を行っていききたい。

4. 経費の節減に関する事項(船員、燃料潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
燃 料 潤 滑 油 費	主機、補機の運航前の始動時間を遅らせ消費量を抑える (八幡浜港係船時は陸電を使用する)
船 舶 修 繕 費	日頃のこまめな点検整備を行い検査時の費用を抑えたい。 隔年ごとに分割解放検査を実施し定期検査時の費用を抑える。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾設備等のインフラ整備、各種離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
離島活性化について	大島交流館の実施するイベントや、行政の取り組みと連携し、島の活性化に貢献したい。
大島漁港 陸電設備の整備	発電用補機機関の燃料費及び使用時間に伴う整備修繕費を抑えるため 大島漁港に陸電設備を整備して頂きたい。(大島漁港停泊時)

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
予備船の活用	予備船を活用することにより、運航経費の節減、船員の休日確保などが見込めることから、利用者の理解が得られれば、季節や運航日を限定し、活用していきたい。想定している活用案は、4月～9月の第2・第4日曜日は予備船で運航できないかと引き続き検討しております。
運航管理体制の 整備に係る 手当の支給	令和9年4月より運航管理者資格者制度が実施となるため、有資格者の確保及び育成を目的とし、責任に見合った手当を支給し安定的な、運航管理体制の維持・強化につなげる。

運 航 計 画 書

令和 8年 月 日

航 路 名 日 振 ～ 宇 和 島

事業者名 盛運汽船株式会社

1. 航路の起点、寄港地、終点及びこれらの距離

	起 点	寄 港 地							終 点	合 計
港 名										
各港間距離 (km)										
所 要 時 間										

(注) 港名にはフリガナをつけること。

2. 航 路 図

- (注) 1. 当該航路の起点、寄港地及び終点に寄港する他の航路（他社の航路を含む。）があれば、その航路を図示し、運航事業者名及び航路名を明記すること。
2. 当該航路の起点、寄港地及び終点と連絡する他の交通手段があれば、それを図示し、その距離及び需要状況を附記すること。

航路の起点 寄港地 終点及びこれらの距離 (普通便)

	起 点	寄 港 地						終 点	合 計
港 名	ウラジマ 宇和島	カ シマ 嘉 島	コジウラ 小内浦	ト ジマ 戸 島	キ ロ 喜 路	ア コ 明 海	ノ ト 能 登	ウラジマ 宇和島	
各港間距離	19.4km	5.4km	1.1km	8.3km	4.1km	5.6km	30.5km	74.4km	
所要時間	63分	22分	13分	29分	19分	22分	86分	254分	

航路の起点 寄港地 終点及びこれらの距離 (高速便)

	起 点	寄 港 地						終 点	合 計
港 名	ウラジマ 宇和島	カ シマ 嘉 島	キ ガ ハ マ 矢ヶ浜	コジウラ 小内浦	ト ジマ 戸 島	オオ シマ 大 島	コモ ブチ 淵	ウラジマ 宇和島	
各港間距離	19.4km	5.0km	2.6km	1.1km	4.8km	4.3km	18.2km	55.4km	
所要時間	30分	9分	6分	6分	8分	8分	32分	99分	

航路の起点 寄港地 終点及びこれらの距離 (高速便)

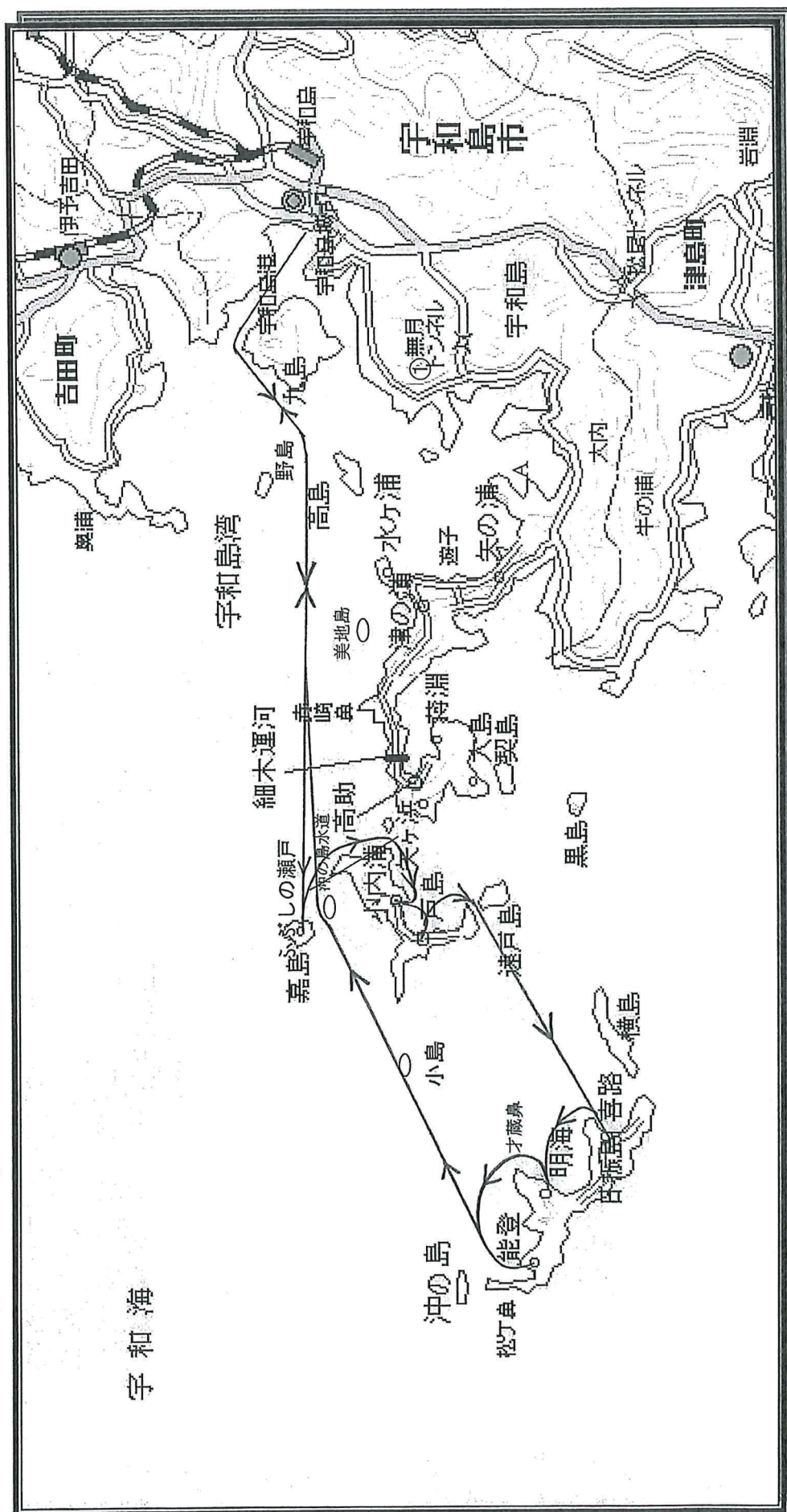
	起 点	寄 港 地			終 点	合 計
港 名	ウラジマ 宇和島	ノ ト 能 登	ア コ 明 海	キ ロ 喜 路	ウラジマ 宇和島	
各港間距離	30.5km	5.6km	4.1km	27.2km	67.4km	
所要時間	44分	10分	11分	42分	107分	

盛運汽船(株)基準航路図

日振～宇和島航路（国庫補助航路）

普通便

↑ 線 13 時 10 分 宇和島発

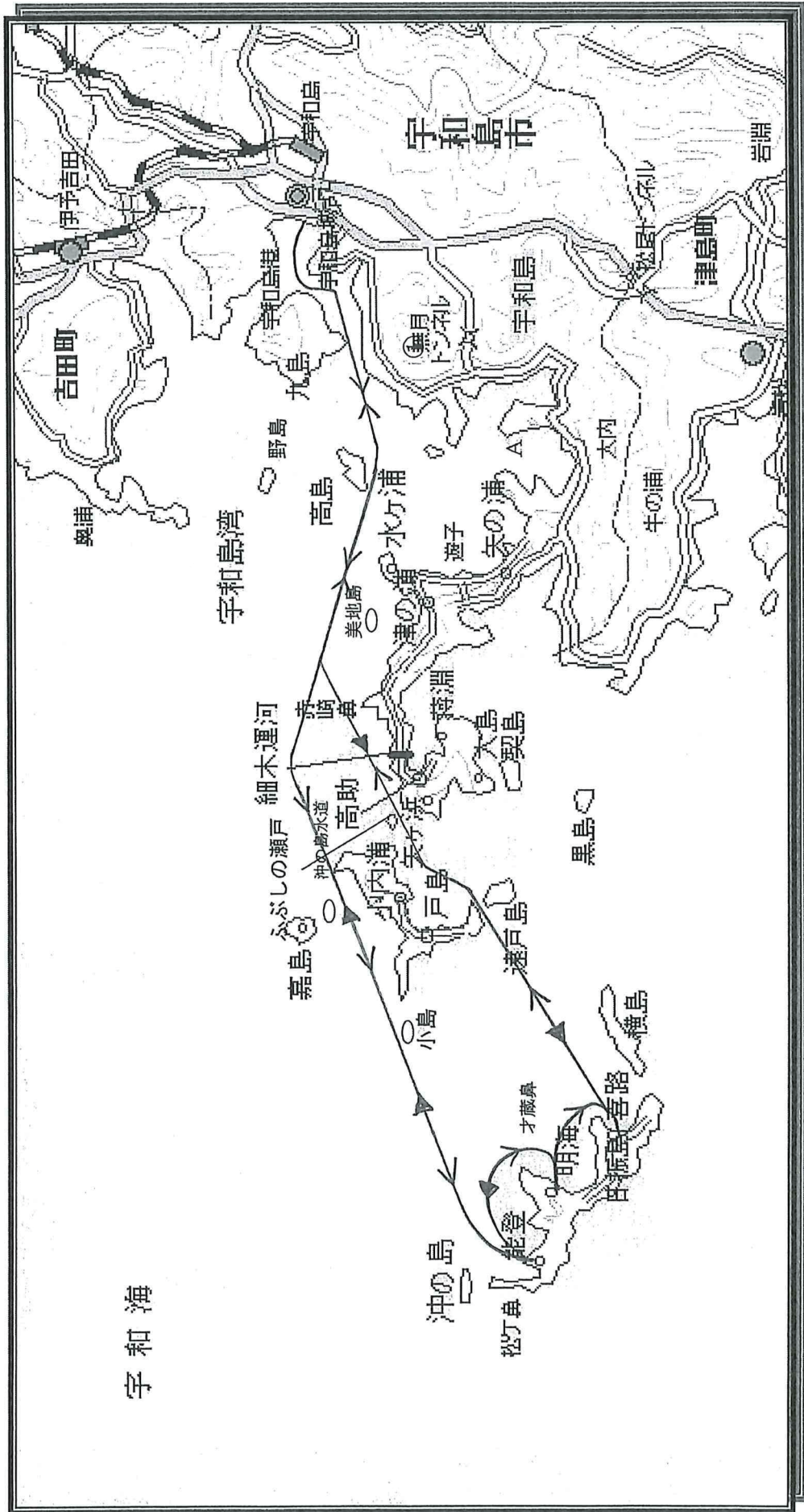


盛運汽船(株) 基準航路図

日振～宇和島航路（国庫補助航路）

高速便　しおかげ（日振線）

線 1 便 → 線 2 便、3 便 →

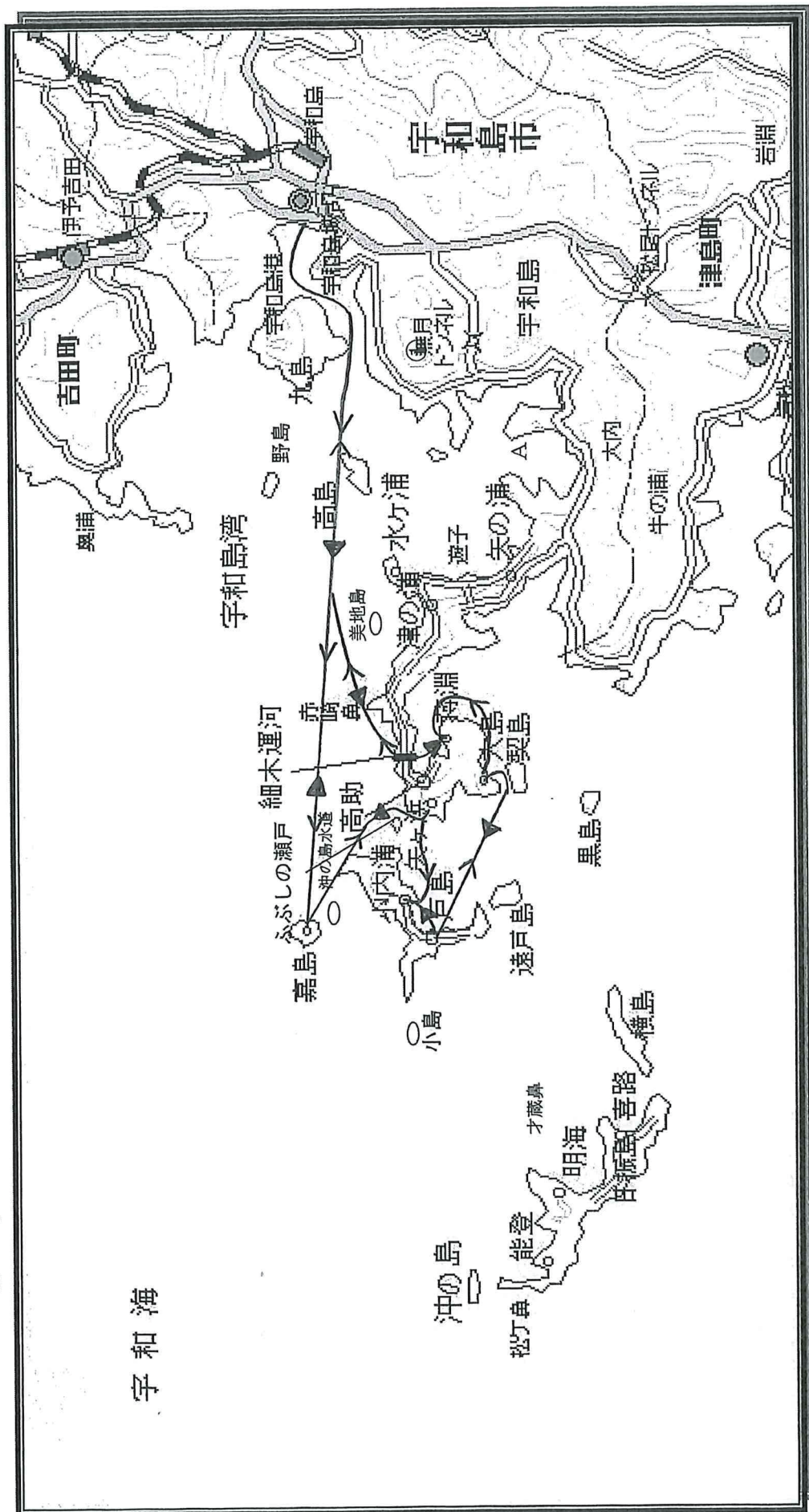


盛運汽船(株) 基準航路図

日振～宇和島航路 (国庫補助航路)

高速便 ゆきかぜ (日振・嘉島・戸島線)

→ 線 1 便 → 線 2 便、3 便



3.使用船舶（予備船を含む。）の明細

船名	船舶の種類	船質	進水年月	船舶所有者	総トン数	貨物積載容量	自動車航送に係る自動車積載面積	旅客定員 (等級別に記載すること。)	主機の種類	連続最大出力	航海速力
しらさぎ	汽船	鋼	平成15.9	盛運汽船株式会社	182トン	44.25トン		普通80人	ディーゼル	1,029kW	12.5Kt
しおかぜ	汽船	軽合金	平成23.9	盛運汽船株式会社	61トン			71人	ディーゼル	1,310kW	25.0Kt
ゆきかぜ	汽船	軽合金	令和4.9	独立行政法人 鉄道建設運輸施設 整備支援機構 盛運汽船 株式会社	55トン			64人	ディーゼル	1,498kW	25.0Kt

（注）予備船の船名は、かっこ書きすること。

4.運航回数及び発着時刻表

（1）使用船舶別の運航回数

船名	運航系統	運航期間	航行距離 (通常航路)	運航回数
しらさぎ	宇和島～日振～宇和島	年間	74.4km	245
しおかぜ	宇和島～日振～宇和島	年間	67.4km	1,092
ゆきかぜ	宇和島～日振～宇和島	年間	55.4km	1,092
		合計	197.2km	2,429

- 1.予備船の船名は、かっこ書きとすること。
- 2.運航系統の欄には、直行便、抜港便又は折り返し便ごとに、それぞれの起点、寄港地、終点、折り返し地点を記載すること。
- 3.運航距離の欄には、各運航系統ごとの距離を記載すること。

（2）発着時刻表

別紙

日振～宇和島航路発着時刻表

普通便 貨客船「しらさぎ」

期 間	通 年		
便 名	普 通 便		
港 名	区 間 距 離 km	往	復
宇和島	↓ 30.5	13:10	17:24
嘉 島	19.4	14:13	
小内浦	5.4	14:35	
戸 島	1.1	14:48	
喜 路	8.3	15:17	
明 海	4.1	15:36	
能 登	5.6	15:58	
計	74.4km	254分	

※ 説明事項

- (1) 毎週土、日曜日並びに各祝日は、13時10分宇和島発便は休航日とする。
- (2) 13時10分宇和島発便のみとし、1巡航海とする。

日振～宇和島航路発着時刻表 高速便(日振線) 旅客船「しおかぜ」

期 間	夏季(5月1日～9月30日)				冬季(10月1日～4月30日)				通 年			
	一 便		復		一 便		復		二 便		三 便	
	距離km	往	復	距離km	距離km	往	復	距離km	距離km	往	復	距離km
宇和島	27.2	6:00	7:47	27.2	6:30	8:17	30.5	11:30	13:14	15:30	17:14	30.5
喜 路	4.1		7:05	4.1		7:35	27.2	12:10		16:10		27.2
明 海	5.6		6:54	5.6		7:24	4.1	12:21		16:21		4.1
能 登	30.5	6:44		30.5	7:14		5.6	12:31		16:31		5.6
計	67.4km	107分		67.4km	107分		67.4km	104分		104分		67.4km

※ 説明事項

- (1) 毎年、1月1日は宇和島発3便共、休航日とする。
- (2) 一便の運航時間については魚市場、通院等による寄港時間が多く必要なため、上記時間とする。

日振～宇和島航路発着時刻表 高速便(嘉島・戸島・蔣淵線) 旅客船「ゆきかぜ」

期 間	年									
	通					年				
	一		二		三		便		便	
便 名	便		便		便		便		便	
港 名	距離km	往	復	距離km	往	復	距離km	往	復	復
宇和島	18.2	6:35	8:14	19.4	11:35	13:13	19.4	15:35	17:13	
蔣 淵	4.3		7:42	18.2	12:04		18.2	16:04		
大 島	4.8		7:34	4.3	12:12		4.3	16:12		
戸 島	1.1		7:26	4.8	12:26		4.8	16:26		
小内浦	2.6		7:20	1.1	12:32		1.1	16:32		
矢ヶ浜	5.0		7:14	2.6	12:36		2.6	16:36		
嘉 島	19.4	7:05		5.0	12:45		5.0	16:45		
計	55.4km	99分		55.4km	98分		55.4km	98分		

※ 説明事項

- (1) 毎年、1月1日は宇和島発3便共、休航日とする。
- (2) 一便の運航時間については魚市場、通院等による寄港時間が多く必要なため、上記時間とする。

航 路 整 備 計 画 書

令和 8年 月 日

航 路 名 日 振 ～ 宇 和 島 航 路 事 業 者 名 盛 運 汽 船 株 式 会 社

経 営 主 体 の 整 備	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者との合併又は当該旅客定期航路事業の譲り受け等事業の集約を行うことの要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
	当該航路に平行又は近接する航路において旅客定期航路事業を営む者がある場合には、当該旅客定期航路事業者とする海上運送法（昭和24年法律第187号）第28条の協定等その他の調整の要否並びにその実施の方法及び予定期日		該当なし		
運 航 の 基 本 的 条 件 の 整 備	年 度		令和9年度	令和10年度	令和11年度
	航 路	起 点	宇和島	左に同じ	左に同じ
		主 要 な 寄 港 地	日振・嘉島・戸島・蔦淵	左に同じ	左に同じ
		終 点	宇和島	左に同じ	左に同じ
	使 用 船 舶	隻 数	3	左に同じ	左に同じ
		総 ト ン 数	298	左に同じ	左に同じ
		新たに取得する必要がある場合において要する資金の調達方法	計画なし	左に同じ	左に同じ
	運 航 回 数 の 最 小 限		1日3航海	左に同じ	左に同じ
1Km当りの旅客運賃の最高限		236.36円	236.36円	236.36円	

（注）離島航路運営費補助を受け

ようとする年度以降の3年分を記載すること。

事業者名 盛運汽船株式会社
航路名 日振～宇和島

離島航路3カ年計画 (令和9年度～令和11年度)

1. 国庫補助航路の経営改善に関する基本方針

(1) 輸送量の拡大

- ① 島民の活動機会を確保し、需要を喚起する利用促進。
- ② 島の魅力の紹介による航路利用促進。

(2) 経費の節減

- ① 寄港地の集約による効率的な運航計画。
- ② 適切な費用管理と作業の効率化。

2. 航路整備計画及び運航計画の改善に関する事項

(航路の再編、経営主体のあり方、使用船舶の代替、運航便数・ダイヤの変更等)

項 目	内 容
使用船舶の代替 便数・ダイヤ	使用船舶代替はR12～R14年度の計画。 便数・ダイヤの変更の計画はなし。

3. 収入の増加・確保に関する事項(輸送量の拡大・確保、運賃改定等)

項 目	内 容
輸送量の拡大 運賃改定	観光客の増加に努めたい。 市・県と連携し、イベントなどを通じて利用客の増加を図りたい。 運賃改定はなし。

4. 経費の節減に関する事項(船員費、燃潤滑油費、船舶修繕費等の節減)

項 目	内 容
燃料潤滑油費 船舶修繕費	定期的な船底掃除や機関メンテナンスにより、燃費効率向上を図る。 ただし、修繕費については使用船舶の経年劣化もあり、安全運航を目指すにあたり節減は難しい。

5. 関係機関等との連携に関する事項

(港湾施設等のインフラ整備、離島活性化方策との連携等)

項 目	内 容
インフラ整備	弊社航路は寄港地が現在9ヶ所あり、その内3ヶ所(小内浦、大島、矢ヶ浜)が岸壁である。また、嘉島港栈橋については長年の老朽化が顕著である。よって4ヶ所については今後の重点改善港として行政による補修並びに新設工事を早急に希望する。

6. 今後引き続き検討すべき事項

項 目	内 容
観光客の確保 経費の節減	周遊券は売れているが、島に上陸するお客様は少ない。 やはり島を訪れる目的となる観光施設がないと集客は難しい。 引続き経費の節減等による効率的な運航に努める。

愛媛県地域公共交通網再編協議会（概要）

1 設置概要

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第5条第1項の規定に基づく愛媛県地域公共交通網形成計画の作成に関する事項を協議するため、平成29年5月に設置した。
平成30年度からは地域公共交通再編実施計画の作成に関する事項も協議する。

2 県地域公共交通網再編協議会の任務

- ・愛媛県地域公共交通計画等の策定及び変更に関する協議
- ・地域公共交通計画、再編計画及び同計画に位置つけた事業の実施に係る連絡調整
- ・地域公共交通再編実施計画の策定及び変更に関する協議 等

3 構成 ※任期3年、再任可(任期 R8. 4. 1～R11. 3. 31)

機関名	委員職氏名（構成員：47名）	
愛媛県	地域未来創生局長	村上 久（会長）
松山市	都市・交通計画課長	神野 誠
今治市	交通政策課長	渡部 泰生
宇和島市	企画課長	福島 康生
八幡浜市	政策推進課長	鎌田 恭廣
新居浜市	地域交通課長	石川 徹
西条市	くらし安心課長	藤田 隆二
大洲市	地域振興課長	三好 治
伊予市	都市整備課長	大塚 直人
四国中央市	公共交通課長	玉井 慎也
西予市	まちづくり推進課長	佐藤 陽一郎
東温市	都市整備課長	平岡 芳樹
上島町	公営事業課長	茂木 昭彦
久万高原町	総務課長	大西 洋三
松前町	財政課長	中村 明博
砥部町	地域振興課長	善家 孝介
内子町	総務課長	上山 淳一
伊方町	総合政策課長	菊池 暁彦
松野町	ふるさと創生課長	友岡 純
鬼北町	企画振興課長	佐々木 健次
愛南町	総務課長	濱 哲也
四国旅客鉄道(株)	愛媛企画部長	窪 仁志
伊予鉄道(株)	取締役 鉄道部長	浦戸 亮治
伊予鉄バス(株)	取締役 自動車部長	中川 智之
瀬戸内運輸(株)	常務取締役	川田 卓哉
宇和島自動車(株)	常務取締役	田中 敏弘
ジェイアール四国バス(株)	松山支店長	水元 雄一
伊予鉄南予バス(株)	代表取締役社長	岡田 好功
瀬戸内海交通(株)	専務取締役	佐津間 英樹
中島汽船(株)	専務取締役	渡部 直樹
石崎汽船(株)	常務取締役	清水 一之
防予フェリー(株)	松山支社長	奥 康幸
四国開発フェリー(株)	常務取締役	眞木 重壽
九四オレンジフェリー(株)	執行役員部長	瀬野 正朗
宇和島運輸(株)	代表取締役社長	松岡 正幸
国道九四フェリー(株)	取締役 総務部長	古谷 元嗣
県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津
松山河川国道事務所	計画課長	森 貴洋
大洲河川国道事務所	計画課長	谷野 祐司
愛媛県	道路維持課長	矢野 英敏
	港湾海岸課長	西山 誠司
愛媛県警察本部	交通規制課長	水関 和男
学識経験者	愛媛大学教授	松村 暢彦（副会長）
四国運輸局	首席運輸企画専門官	齊藤 信一郎
公共交通利用者	—	倉本 逸男
	—	横手 裕子
	—	井沼 一

令和8年度愛媛県地域交通活性化東予地区協議会＜バス関係＞ 委員名簿

分野	機関	所属等	氏名	備考
バス	東予地方局	地域産業振興部長	杉野 将行	会長
	四国運輸局 愛媛運輸支局	首席運輸企画専門官	山本 悟史	副会長
	今治市	交通政策課	渡部 泰生	
	新居浜市	地域交通課長	石川 徹	
	西条市	くらし安心課	藤田 隆二	
	四国中央市	公共交通課	玉井 慎也	
	一般社団法人 愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一	
	一般社団法人 愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津	
	瀬戸内運輸株式会社	常務取締役	川田 卓哉	
	瀬戸内海交通株式会社	専務取締役	佐津間 英樹	
	利用者代表		村上 輝彦	
			菅 春樹	

令和8年度愛媛県地域交通活性化東予地区協議会＜航路関係＞ 委員名簿

分野	機関	所属等	氏名	備考
航路	東予地方局	地域産業振興部長	杉野 将行	会長
	四国運輸局 海事振興部	離島航路活性化調整官	福島 史晃	副会長
	今治市	交通政策課	渡部 泰生	
	新居浜市	地域交通課長	石川 徹	
	上島町	公営事業課長	茂木 昭彦	
	愛媛県旅客船協会	会長	清水 一郎	
	シーセブン有限会社	代表取締役	村岡 茂行	
	津島渡船有限会社	代表取締役	村上 洋子	
	有限会社くるしま	代表取締役	片上 勝允	
	利用者代表		村上 輝彦	
			菅 春樹	

令和8年度愛媛県地域交通活性化中予地区協議会 委員名簿

No.	機関名	役職	氏名	鉄道	バス	航路
1	四国運輸局	首席運輸企画専門官 (輸送・監査部門)	山本 悟史	○	○	
2	四国運輸局	海事振興部 離島航路活性化調整官	福島 史晃			○
3	松山市	松山市都市・交通計画課 デザイン担当課長	神野 誠	○	○	○
4	伊予市	都市整備課長	大塚 直人	○	○	
5	東温市	都市整備課長	平岡 芳樹	○	○	
6	久万高原町	総務課長	大西 洋三		○	
7	松前町	財政課長	中村 明博	○	○	
8	砥部町	地域振興課長	善家 孝介		○	
9	一般社団法人愛媛県バス協会	専務理事	松本 真一		○	
10	愛媛県ハイヤー・タクシー協会	専務理事	谷口 政賀津		○	
11	愛媛県旅客船協会	会長	清水 一郎			○
12	ジェイアール四国バス株式会社	総務部長	宮井 照暁		○	
13	伊予鉄バス株式会社	取締役部長	中川 智之		○	
14	伊予鉄道株式会社	取締役鉄道部長	浦戸 亮治	○		
15	四国旅客鉄道株式会社	愛媛企画部長	窪 仁志	○		
16	伊予鉄南予バス株式会社	代表取締役社長	岡田 好功		○	
17	中島汽船株式会社	専務取締役	渡部 直樹		○	○
18	有限会社新喜峰	取締役	大内 弘子			○
19	公共交通利用者		白石 哲一	○	○	○
20	公共交通利用者		一色 厚志	○	○	○

令和8年度 愛媛県地域交通活性化南予地区協議会 委員名簿

機関名	所属	職名	氏名	部門	備考
愛媛県南予地方局	地域産業振興部	部長	雲峰 隆光	バス・航路	会長
四国運輸局愛媛運輸支局	輸送・監査部門	首席運輸企画専門官	山本 悟史	バス	副会長
四国運輸局	海事振興部	離島航路活性化調整官	福島 史晃	航路	副会長
宇和島市	企画課	課長	福島 康生	バス・航路	
八幡浜市	政策推進課	課長	鎌田 恭廣	バス・航路	
大洲市	地域振興課	課長	三好 治	バス	
	長浜支所	支所長	井上 朋昭	航路	
西予市	まちづくり推進課	課長	佐藤 陽一郎	バス	
内子町	総務課	課長	上山 淳一	バス	
伊方町	総合政策課	課長	菊池 暁彦	バス	
松野町	ふるさと創生課	課長	友岡 純	バス	
鬼北町	企画振興課	課長	佐々木 健次	バス	
愛南町	総務課	課長	濱 哲也	バス	
愛媛県バス協会		専務理事	松本 真一	バス	
愛媛県ハイヤー・タクシー協会		専務理事	谷口 政賀津	バス	
伊予鉄バス(株)	自動車部	部長	中川 智之	バス	
伊予鉄南予バス(株)		代表取締役	岡田 好功	バス	
宇和島自動車(株)	業務部営業課	課長	大内 崇義	バス	
愛媛県旅客船協会		会長	清水 一郎	航路	
青島海運(有)		所長	井上 朋昭	航路	
田中輸送(有)		代表取締役	和田 雅子	航路	
盛運汽船(株)		代表取締役	山本 照子	航路	
公共交通機関利用者			中川 直	バス・航路	
公共交通機関利用者			本田 裕明	バス・航路	